

「創業促進支援事業助成金」のお知らせ

～上毛町で創業される方を応援します～

町内で、創業する方を対象に、改修工事費や備品購入費など創業に係る費用を助成する「上毛町創業促進支援事業助成金」の受付を行っています。飲食店や美容院など幅広い業種を対象としていますので、創業を考えている方はご相談ください。

対象者

町内で新たに創業を行う方で次の要件すべてに該当する方

- ①町税などの滞納がない方
(法人にあっては法人及び法人の代表者)
- ②町内に事業所などを設置している、または設置しようとしている方
- ③創業に必要な資金について金融機関などからの融資を受けることが決定している方
(事業計画書が金融機関の融資審査において認められる事業)
- ④許認可などを必要とする業種の創業については、開業までに当該許認可などを受ける方
- ⑤5年以上継続して町内で営業する意志があり、上毛町商工会の会員となる方
- ⑥町民でない方が個人で創業する場合は、開業後3年以内に町内に住民登録を行い、継続して居住する意志がある方

※創業とは以下のいずれかに該当する場合です。
 ・事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合
 ・事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し事業を開始する場合
 ・中小企業者(個人・法人)が新たな分野で主たる事業を開始する場合



対象事業

創業に必要な資金を金融機関などから融資を受けて実施する事業が対象となります。

助成金の申請を考えている方は、融資を受ける前にご相談ください。

助成金の額

対象経費(申請書類など作成費、店舗・事務所などに係る土地、建物購入費、店舗など改修工事費、備品など購入費【1件の金額が3万円以上のもの】、借損料費、広報費など)の2分の1以内で、かつ、金融機関などからの融資額の2分の1以内(限度額200万円)

「本社機能移転事業助成金」のお知らせ

町内へ本社機能の移転または事業の拠点の移転をする方を対象に、改修工事費や備品購入費など移転に係る費用を助成する「上毛町本社機能移転促進助成金」の受付を行っています。助成金に加え、経営相談等、町と商工会が連携してサポートを行います。

対象者

町内へ本社機能の移転または事業の拠点の移転を行う方で次の要件すべてに該当する方

- ①助成金申請時において3年以上継続して事業を行っている事業者で、本社機能移転後、上毛町内において、5年以上継続して営業する意志がある方
- ②国税、都道府県税及び市町村税などの滞納がない方
- ③本社機能の移転に際し、法人は速やかに本店登記の変更を行い、個人事業主に関しては上毛町内への住所移転を3年以内に行う方
- ④上毛町商工会の会員となる方

対象事業

- ①町内の経済活性化に資する事業
- ②次のいずれかに該当し、業況実績の安定が見られ、事業展開に問題がない事業
 ・法人にあっては、直近二期の決算においていずれかの期で税引き後当期純利益の計上がある事業
 ・個人事業主にあつては、直近二期の決算においていずれかの期で事業所得の計上がある事業

助成金の額

対象経費(申請書類など作成費、店舗・事務所などに係る土地、建物購入費、店舗など改修工事費、備品など購入費【1件の金額が3万円以上のもの】、借損料費、広報費など)の2分の1以内(限度額200万円)

受付期間 申請は随時受け付けを行っています。ただし、助成金の総額が予算額に達した時点で受付を終了します。
 ※その他、要件などがありますので詳しくは下記までお問い合わせください。

- 助成金や申請に関するお問い合わせ 企画開発課 開発交流係 TEL 72-3112 (内線127)
- 創業や経営に関するお問い合わせ 上毛町商工会 TEL 72-3195

狩猟免許試験等に関するご案内

狩猟免許試験及び予備講習会を次のとおり実施します。
 ※無免許での鳥獣の捕獲は法律で禁じられています。狩猟などで鳥獣の捕獲を行う場合は狩猟免許が必要です。

【予備講習会】

- 日時 6月19日(日) 9:00~16:00
- 会場 東谷農興会館
(北九州市小倉南区木下670-1)
- 必要経費 5,150円
(受講料3,500円、例題集1,650円)

- 問い合わせ先 豊築猟友会事務局 TEL 090-4353-7090

【試験】

- 日時 ①6月22日(水) 9:00~17:00
②8月21日(日) 9:00~17:00
- 会場 福岡県行橋総合庁舎
(行橋市中央1丁目2番1号)
- 申請期間 ①6月8日(水)まで
②8月5日(金)まで

【免許更新適性検査】

- 日時 7月22日(金) 9:00~17:00(1時間程度)
 - 会場 福岡県行橋総合庁舎
(行橋市中央1丁目2番1号)
 - 申請期間 7月11日(月)まで
- ※免許更新講習の時間については申し込み後に農林事務所からお知らせがあります。

- 問い合わせ先 行橋農林事務所 農山村振興課 地域振興係 TEL 0930-23-0381

「緑化講習会」受講生募集

福岡県緑化センターでは、「庭木の剪定と管理」講習の参加者を募集しています。



- 開催日時 7月2日(土) 13:30~16:00
- 会場 行橋市研修センター(行橋市大字今井)
- 参加費 無料
- 定員 25名(申込み先着順)
- 申込締切日 7月1日(金)
- 申込方法 電話またはFAXでの直接申込み(月曜日休館)

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止する場合があります。

- 申し込み・問い合わせ先 福岡県緑化センター管理事務所
(久留米市田主丸町益生田1125)
TEL 0943-72-1193 FAX 0943-72-1558

狩猟免許取得支援補助金について

イノシシ・シカなどの有害鳥獣による農作物被害対策の一環として、有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の新規取得にかかる経費の補助を行っています。



■補助対象者

- 次の3つの項目を全て満たす方
- ・上毛町に住所を有する方
- ・令和4年度に新たに狩猟免許(わな猟・銃猟)を取得する方
- ・免許取得後、上毛町内の猟友会に入会し、上毛町が行う有害鳥獣捕獲に従事することができる方

■補助金対象経費

- ・例題集代
- ・医師診断書料(狩猟免許試験申請時添付用)
- ・ハンター保険代(町指定のハンター保険)

■申請方法

狩猟免許取得後の申請となります。必要書類を用意し、産業振興課まで提出ください。

■必要書類

- ・申請書(産業振興課で配布しています)
- ・取得した狩猟免許の写し
- ・経費に係る領収書の写し

●問い合わせ先

産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線189)

農作業における注意事項について

農業者の皆様においては、次のことに注意し、安全・安心な農作業を心がけてください。また、気温が高くなると熱中症になる危険性もあることから、水分補給やこまめな休憩などの熱中症対策を徹底し、余裕を持った作業を心がけてください。

- ・農業機械の作業を中断するとき(機械の点検など)は必ずエンジンを止める。
- ・シートベルトなどの安全装備の設定や保護具の着用を徹底する。
- ・農業機械の作業前に周囲の確認を行う。
- ・農業機械の定期的な点検・整備を行う。
- ・稲わらなどはできるかぎり堆肥や敷きわらなどへの利活用を検討する。
- ・大雨や強風の際はほ場の見回りはせず、治まった後も危険な場所には近づかない。
- ・農業機械による作業後、機械に付着した泥を落としてから道路を走行する。



●問い合わせ先

産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線189)